別表六の一の(十七)の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号(2)において「」を削り、「という。）第15条」を「第16条」に改め、同第一号ニ中「租税特別措置法第68条の15の２第２項各号」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項各号」に、「租税特別措置法第68条の15の２第５項第11号」を「同条第５項第11号」に改め、同第三号(1)中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の一の(十七)付表一の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「」を用い、「という。）第15条」を「第16条」に、「第７号」を「以下この記載要領」に改め、同第二号及び第五号(1)及び(2)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「は、」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加え、同第七号中「は、」、「連結事業年度（」及び「及び」の次に「令和２年改正法第15条の規定による改正前の」を加え、同号(1)から(4)までの規定中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(5)中「租税特別措置法」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号(7)及び(8)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(9)中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表六の一の(十七)付表二の記載要領第一号中「は、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第３号において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号(2)において「」を用い、「という。）第15条」を「第16条」に改め、「連結法人が」の次に「令和２年改正法第15条の規定による改正前の」を加え、同第二号(1)中「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の一の(十七)付表三の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「」を用い、「という。）第15条」を「第16条」に改める。

別表六の一の(十八)の記載要領第一号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号及び第三号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第四号中「は、」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一の(十八)付表の記載要領第一号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「連結法人の法」を「連結法人の令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「に令」を「に法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に改める。

別表六の一の(十九)の記載要領第二号中「には、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一の(二十)の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の15の５第２項若しくは第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を用い、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の５第２項若しくは第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第二号及び第三号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の一の(二十)付表の記載要領第一号中「租税特別措置法第68条の15の５第２項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」を用い、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の５第２項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表六の一の(二十三)の記載要領第一号中「おいて、」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条」を「令和２年改正法第16条」に改め、同第二号中「は、」の次に「令和２年改正法第15条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一の(二十四)の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」に、「(法」を「(令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和２年旧措置法」に改め、同第二号中「は、」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加える。